

## 川崎市バス・タクシー事業者燃料費高騰対応支援金の

### 受付を開始します

川崎市では、原油価格高騰などによる厳しい状況において、市民の移動手段として、地域を支える公共交通サービスを維持・確保するために、事業継続をしている川崎市内のバス・タクシー事業者に対し、支援金を交付します。

#### 1 支援対象者

次の(1)又は(2)のうち、(3)にあてはまる事業者とします。

- (1) バス事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）  
川崎市内に営業所を有し、乗合バス路線の運行を行う乗合バス事業者  
※ 空港連絡バス路線、定期観光バス路線、高速バス路線は、除きます。
- (2) タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）  
川崎市内に営業所（個人事業主においては住所）を有し、川崎市内を営業区域としているタクシー事業者  
※ 福祉輸送事業限定による営業を行っている事業者は対象から除きます。  
※ ハイヤーのみで営業を行っている事業者は対象から除きます。
- (3) 基準日（令和4年9月30日）時点において、事業を廃止又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者

#### 2 交付額

- (1) バス事業者 川崎市内の営業所で保有するバス車両数に3万5千円を乗じて得た額  
※ 令和4年4月1日～9月30日における休車等は除く
- (2) 法人タクシー事業者 川崎市内の営業所で保有するタクシー車両数に1万2千円を乗じて得た額  
※ 令和4年4月1日～9月30日における休車等は除く
- (3) 個人タクシー事業者 1万2千円

#### 3 申請受付期間・方法

【申請受付期間】令和4年11月21日（月）から令和5年1月20日（金）まで

【申請受付方法】インターネット申請・郵送申請（消印有効）のいずれか

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、窓口対応はしておりません。

#### 4 バス・タクシー事業者燃料費高騰対応支援金 ホームページ

具体的な事業内容につきましては、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000144748.html>

（問合せ先）

川崎市まちづくり局交通政策室 伊藤

電話 044-200-2760